参議院議員通常選挙



問い合わせん

市選挙管理委員会事務局 tel(866)2260

http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/

秋田市で

昭和59年7月12日以前に生まれ、平成16年 3月23日までに秋田市に住民登録をして、引 投票できるかた き続き3か月以上市内に住んでいるかた

市内で転居

6月12日以降に市内で転居したかた▶転居前の住所地の

秋田市から転出

3月11日以降に秋田市から転出したかたで、秋田市の選 挙人名簿に登録されているかた▶秋田市で投票(すでに転 入先の選挙人名簿に登録されている場合は転入先で投票)

秋田市へ転入

3月24日以降に他の市区町村から秋田市に転入したか たで、前に住んでいた市区町村の選挙人名簿に登録さ れているかた▶転入前の市区町村で投票

*投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票する こともできますので、前に住んでいた市区町村の選挙 管理委員会にお問い合わせください。投票用紙の請求 用紙は、秋田市の選挙管理委員会にもあります

新方式で簡単に!

期日前投票(不在者投票)

6月25日(金)~7月10日(土) 午前8時30分~午後8時

市役所分館 4 階大会議室 土崎支所 新屋支所 秋田駅西口2階ぽぽろーど

今回から、署名した封筒に入れる必要がなくなり、 投票箱に直接投票できます。

また、投票の際に記入していただく「宣誓書」は、 今回から入場券の裏面に印刷(右参照)しますので、あ らかじめ記入して入場券をお持ちいただければ、受 付が簡単に済みます。

ただし、病院や老人ホームなどでの投票は、今ま でどおり、投票用紙を封筒に入れる投票となります。

なお、歩行が困難で投票所へ行けない場合、郵便 投票もできます。障害の程度や手続きの方法につい ては、お問い合わせください。

期日前投票ができるのは、公示日(告示日) Look! > の翌日からです。

投票所入場券を郵送しました。

入場券をなくしたかたは、投票所で 再発行しますので、受付でお話しくだ さい。また、点字投票、代理投票もで きますので、ご相談ください。

投票所を変更します

旧中央公民館で投票していたかたと 八橋南二丁目4番~7番の住所のか たの投票所が変わります。

高陽青柳町・幸町のかた▶秋田市役所 上記住所以外のかた▶八橋コミセン



投票所の名称変更 第12投票所の名 称は「女性学習センター」から「楢 山地区コミュニティセンター」にな りますが、場所は変わりません。



投票所入場券の 裏面に印刷され た期日前投票の 宣誓書兼請求書 (クリーム色のはがきです)

あらかじめ氏名、 住所、生年月日 を書き、該当理 由を丸で囲んで ください。

期日前(不在者)投票の理由

- ・投票日に仕事がある
- ・何らかの理由で投票区の区域外に旅行 または滞在する場合
- ・病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩 行が困難な場合
- ・他の市町村に居住している場合

国民健康保険

問い合わせ

国保年金課賦課担当tel(866)2099

納税通知書を7月1日にお送りします

平成16年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月1日(木)に お送りします。

ただし、6 月に40歳になるかた(昭和39年 6 月 2 日 ~ 7 月 1 日 生まれ)がいる世帯へは、 7 月中旬ころの郵送となります。

みなさんの国保税が頼り

加入者のみなさんが病気やけがをしたとき、医療費の7割(前期高齢者 は8割または9割、3歳未満は8割)は、国民健康保険が負担しています。この医療費(保険給付費)は、加入者のみなさんが納める国保税と国などの支出金などで賄われています。

70歳以上の国民健康保険加入者で、昭和7年10月1日以降 に生まれ、老人保健法医療受給者に該当しないかた

安心してお医者さんに行けるように

高齢者の増加や失業などにより、加入者数は年々増え続けています。また、平成14年10月の医療制度改革で前期高齢者制度が新設されたことにより、これまで老人保健で医療費を負担していたかたについても、75歳になるまで国民健康保険で負担することになったため、市の保険給付費は大幅に増えることになります。

このような状況にあって、現行の税率等のままでは、増加する保 険給付費を負担することが困難になってしまいます。

加入者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、平成16年度 分から税率等が改正されましたので、お知らせします。

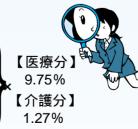
《国保税の計算》 【医療分】 【介護分】 (改正前) 所得割額 9.75% (8.80%)1.27% 税率 国保税 均等割額 25,260円 (21,430円) 5,470円 1人につき 平等割額 34,140円 (32,810円) 4,560円

介護分は、被保険者のうち40歳以上65歳未満のかたが対象 課税限度額は、年間で医療分が53万円、介護分が8万円

所得割額の計算



基礎 33 万円 額



各所得については平成15年1月から12月までの所得金額数種類の所得がある場合は、合計してから基礎控除額を差し引き、医療分は税率9.75%、介護分は税率1.27%をそれぞれ乗じて算出します

国保の医療給付いろいる

各サービスの申請は こちらへどうぞ。

- ▶国保年金課tel(866)2098
- ▶土崎支所tel(845)2261
- ▶新屋支所tel(888)8080

7月16日からアルヴェの市民サービス センターtel(887)5320でも受け付け。

申請の際、必要なものは事前にお確かめください。なお、高額療養費の融資申し込みは、国保年金課のみで受け付けます。

高額療養費の支給 医療費が高額になり、自己負担額が一定限度を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。また、高額な医療費の支払いが困難なかたに、高額療養費分を無利子で融資します

出産育児一時金・葬祭費の支給 国 保の加入者が出産したとき、出産育児 一時金30万円、加入者が亡くなった場 合は、葬祭費を負担したかたに葬祭費 5万円を支給します

療養費の支給 医師が認めた、はり、 きゅう、マッサージ、コルセットな どの費用を、負担割合に応じて支給 します

はり・きゅう・マッサージの費用を助成 55歳以上のかたを対象に、利用1回につき800円の受療券(年40枚まで)を交付します

人間ドック費用を助成 受診料の7 割を助成します(申し込みは毎年4月 上旬)

健康診査の一部が無料 市が行う基本健康診査、がん検診(大腸・胃・子宮・前立腺)が無料になります

納付に困ったら早めに相談を

災害、病気、失業などの理由により、国保税の納付が困難になったかたには、徴収猶予(納付期限を延ばす)や分割納付、減免などの制度があります。お早めに国保年金課収納担当tel(866)2189までご相談ください。